

別紙 2 の 2 （第 5 条 関係）

1 調査	局は、第 3 条により契約相手方から提出された労働環境申告書の記載に不明な点又は内容に疑義等が生じたときは、契約相手方の事務所等において、関係書類の確認、本契約に従事する労働者から聞き取り調査をすることができる。
2 改善の指示	局は、調査により本契約に従事する労働者の労働環境が不適切だと認められた場合は、労働環境の改善を指示するとともに、当該指示により行った労働環境の改善報告書を提出させることができる。
3 報告の聴取	局から労働環境の改善を指示された契約相手方は、直ちに労働環境の改善に努めなければならない。 契約相手方は、労働環境の改善がなされた時は、局に改善報告書を提出しなければならない。
4 指名停止の措置	局は、改善報告書の提出がない場合又は報告書の内容に沿った改善がなされていない等、報告書の内容に虚偽がある場合は、契約相手方に対し指名停止の措置ができるものとする。